

# i 暮らしのインフォメーション

募集・催し物・お知らせなど、暮らしに役立つ情報を届けます。

☎…申し込み ㊟…問い合わせ

## 募集 Recruitment

### 治安を守る警察官 令和4年度千葉県警察官採用試験

**対象**／●警察官A：平成元年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業もしくは令和5年3月までに大学を卒業見込みの人 ●警察官B：平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた警察官Aに該当しない人  
**試験日**／第1次試験 9月18日(日)  
**申込期限**／8月16日(火)  
㊟㊟旭警察署警務課(☎64-0110)

### あなたの得意なことを仕事に 旭市シルバー人材センター会員

草刈りや植木の手入れなど、臨時・短期的な軽作業であなたの経験を生かしてみませんか。

**対象**／市内在住の、健康で働く意欲のある60歳以上の人  
㊟㊟旭市シルバー人材センター(☎60-1150)

## 催し物 Events

### 航空科学博物館7月のイベント グラウンドスタッフのおはなし

空港内で幅広い旅客サービスをしているグラウンドスタッフから「チェックインから搭乗まで」の仕事について聞くことができる講演会を開催します。  
**期日**／7月24日(日) 午後1時～  
**費用**／入館料のみ  
**定員**／80人  
㊟㊟航空科学博物館(☎0479-78-0557)

## お知らせ Information

### 令和4年度 敬老大会が中止

9月19日(月・祝)に予定していた旭市敬老大会は、新型コロナウイルスの感染状況と、参加者の健康面・安全面を第一に考え、中止となりました。  
㊟㊟社会福祉課社会班(☎62-5317)

### 転入して農業に従事する 新規雇用就農者を支援

#### 旭市転入者農業チャレンジ支援金

農業労働力不足の改善と、新たな農業の担い手の確保を図るため、旭市に転入して農業に従事する新規雇用就農者の家賃を補助します。

**対象**／次の全てに該当する人

●令和3年4月1日以降に旭市内の農業法人などと期間の定めのない直接雇用契約を締結した ●令和3年4月1日以降に旭市へ転入または市内転居した人で、転入または転居した日と就農日との間隔が1年以内 ●旭市の住民基本台帳に住民登録があり、現に居住している ●50歳未満で日本国籍を有し、旭市内で将来にわたって農業に従事し続ける意思がある

**補助額**／月額5万円まで(最長3年間)

㊟㊟農水産課振興班(☎74-3671)

### 設置費用を助成 住宅用火災警報器

住宅用の火災警報器を設置して火災から命を守りましょう。

**対象**／市内に住所があり、全員が75歳以上の世帯

**助成額**／購入や設置にかかる費用の2分の1以内で5,000円まで

※1世帯につき1回限り。

**申し込み方法**／購入や設置する前に、消防本部や消防署、海上・飯岡・干潟分署にある申請書に必要事項を記入し、消防本部に申請してください。

㊟㊟消防本部予防課(☎63-5356)

### 甲種防火管理 新規講習会

**講習日**／9月8日(木)・9日(金)

**場所**／八日市場公民館

**申込期間**／7月26日(火)～8月2日(火)

**申し込み方法**／一般財団法人日本防火・防災協会のホームページから申し込むか、申込用紙をダウンロードして必要事項を記入し、ファクスで申し込んでください。

㊟㊟千葉県消防設備協会(☎043-306-3871)

### 公共下水道区域内の皆さんへ 公共下水道への接続

下水道が整備された区域では、公共下水道に接続することが義務付けられています。

生活排水を下水道に接続することで、生活環境の改善と自然環境の保全をすることができます。

接続工事は、市の指定工事店に依頼してください。指定工事店は市ホームページで確認できます。

㊟㊟上下水道課工務班(☎62-5364)

### 新型コロナウイルス感染症の 労災保険給付

労働者が業務上の事情によって新型コロナウイルス感染症に罹患された場合は、その療養などが労災保険給付の対象になります。

●感染経路が業務によることが明らかでない場合

●感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務に従事し、それにより感染した蓋然性が強い場合

●医師、看護師や介護の業務に従事される人については、業務外で感染したことが明らかでない場合を除き、原則として対象

●症状が持続し、療養などが必要と認められる場合

※くわしくは、厚生労働省ホームページで確認してください。

㊟㊟千葉労働局労働基準部労災補償課(☎043-221-4313)

### 働くことに悩みを抱えている若者へ 無料の相談会を開催

本人や家族だけで解決することが難しい、仕事に関する不安を解消し、就労に向かえるよう相談会を開催します。

**日時**／7月22日(金) 午前10時～午後3時 ※要事前予約。

**場所**／あさひ市民センター2階 小会議室

**対象**／15歳以上50歳未満の自立に悩む無職の人、またはその家族

**費用**／無料

㊟㊟ちば北総地域若者サポートステーション(☎0476-24-7880)

## 令和4年度

### 銚子・九十九里地域漁業就業相談会

銚子・九十九里地域の漁業就業を促進するため、漁業者になりたい人や漁業に興味のある人を対象に、相談会を開催します。

日時／●8月10日(水) 午前9時～午後4時 ●8月20日(土) 午前10時～午後3時 ※予約不要。

場所／千葉県銚子水産事務所(銚子市川口町2-6385-439)

費用／無料

関銚子水産事務所改良普及課(☎0479-22-8397)

## 7月23日(土)オープン

### 滝のさと自然公園キャンプサイト

施設概要／広さ100㎡、照明および仮設トイレ

※海上キャンプ場の設備利用可。サイト内で火の使用は不可。

区画数／20区画

料金／市内：1区画1000円、市外：1区画1500円

関海上キャンプ場(☎55-5250)

### ジェネリック医薬品希望用の保険証ケースを配布

ジェネリック医薬品は、新薬よりも安価でありながら同じ主成分で製造され、安全性や効き目がほぼ同等と認められている後発医薬品です。

ジェネリック医薬品を利用すると、医療費などの節約につながります。医薬品の変更を希望する場合は、医師か薬剤師に相談しましょう。

関保険年金課国民健康保険班(☎62-5331)

### 資源ごみの抜き取りは禁止されています

ごみステーションに出された金属類やカンなどの資源ごみを、収集前に無断で持ち去る「抜き取り」に関する情報が、多く寄せられています。

ごみステーションに出された資源ごみの所有権は市にあり、抜き取り行為は禁止されています。見かけたら時間や場所、車のナンバーなどを環境課に連絡してください。

関環境課環境政策班(☎62-5328)

### 還付金詐欺の予兆電話に注意

「ATMでお金が戻る」や「医療費の還付金がある」と言い、ATMへ行くよう誘導する電話は詐欺です。

市や金融機関の職員がコンビニエンスストアや金融機関のATMへ誘導し操作方法を説明したり、キャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞き出すことはありません。

不審な電話が来た場合には、すぐに最寄りの警察署または電話de詐欺相談ダイヤル(☎0120-494-506)に相談してください。

関旭警察署(☎64-0110)、税務課収税班(☎62-5322)

### 中学3年生受験対策講座(英・数)「つながり、ひらく未来塾」

塾に通っていない中学3年生を対象に無料の受験対策講座を開催します。

日時／8月5日(金)から入試までの毎週金曜日 午後5時～7時

場所／海上公民館

関関高田(☎090-1809-0795)

## 消費生活センター

# ほっと通信

136

## 消費生活センターを知っていますか？

消費者は事業者に比べて情報量や交渉力に差があるため、商品やサービスを選ぶときや契約の際にトラブルになってしまふことがあります。

消費生活センターでは、消費者が適正に商品を選ぶことができ、被害に遭った際には救済されるよう、相談に来た人を支援する仕事をしています。

### 相談の受け付け・対応(助言・あっせん・紹介)

消費生活センターには、消費生活の専門の資格を持つ相談員が、架空請求やインターネット関連のトラブル、投資関連、借金返済に関する悩みなどに対応しています。

相談は電話や面談で受け付け、相談内容から解決に向けた方法を検討し、助言や事業者との交渉を行っています。弁護士など、さまざまな専門機関を紹介することもできます。

6月・9月・12月・3月の第2土曜日は、週末消費生活センターを開設しています。仕事などで平日に相談できない人は活用してください。

### 相談は無料で、秘密は守られます

誰でも、人に自分の悩みを相談することは、勇気がいることです。相談員は相談者の立場に立ち、じっくり話を聞きますので、安心して相談してください。また、個人情報外部に漏れることはありません。費用は無料で、



何度でも相談できます。

### 出前講座の開催やトラブル事例の情報提供

相談員や職員が地域へ出向いて、最新の相談事例やトラブルを防ぐポイントを紹介しています。さまざまな啓発リーフレットを配布するなど、消費者問題の情報提供を行っています。「消費者問題の最新情報が知りたい」「出前講座を頼みたい」というときは問い合わせてください。

場所／旭市消費生活センター(市役所2階)

相談時間／午前9時～正午、午後1時～4時

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

関旭市消費生活センター(☎63-7272)・相談直通電話(☎62-8019)